

令和 7 年 7 月 31 日
支出負担行為担当官
関東総合通信局長
内藤 茂雄

見積書提出依頼書

1 調達件名及び数量等

調達件名：電波監視用物品（ベクトル信号解析ツールの付属機能オプション）の購入
数量等：仕様書のとおり

2 仕様書交付期間

令和 7 年 7 月 31 日（木）9 時 00 分から令和 7 年 8 月 19 日（火）12 時 00 分まで

3 見積書提出の締切日時

令和 7 年 8 月 19 日（火）12 時 00 分まで

4 作成方法・提出先

（1）作成方法

- ア 見積書は代表者名で作成すること。
- イ 代表者から委任を受けている代理人名義で作成する場合は、委任状を提出すること。
- ウ 見積金額（税込）に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- エ 押印を省略する場合は、余白部に「業務責任者の役職・氏名・連絡先」、「担当者の役職・氏名・連絡先」の情報を必ず記入すること。

（2）提出先

- ア 郵送又は電子メールで提出（締切日時必着）。
- イ 郵送で提出する場合には封筒に調達件名を記載すること。
- ウ 電子メールで提出する場合には、調達件名を記載すること。

（郵送）〒102-8795 東京都千代田区九段南 1－2－1 九段第 3 合同庁舎

関東総合通信局 総務部財務課資材係

（電子メール）keiyaku-kanto@soumu.go.jp（◎を@に変換して送付すること。）

5 開札日

令和 7 年 8 月 19 日（火）（落札者等へは電話等で通知）

開札結果については、契約の相手方決定後速やかに局ホームページで公表します。

6 参加資格

- （1）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- （2）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （3）総務省又は他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- （4）暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

7 見積書の無効

一度提出された見積書の変更、取消及び差替えは認めないことに加え、以下各号に該当する見積書は無効とする。なお、変更及び差替えについて、軽微な誤りであり、当局が変更及び差替えを認める場合は除く。

- (1) 参加資格のない者により提出された見積書
- (2) 提出締切日時までに到着しなかった見積書
- (3) 同一の者により提出された2通以上の見積書
- (4) 記載事項が不備な見積書
 - ア 金額が不明確なもの
 - イ 金額を訂正したもの
 - ウ 品名・数量等内容が仕様書と異なるもの
 - エ 調達する物品等の品名及び合価の記載のないもの
 - オ 見積者の氏名の判然としないもの
 - カ その他記載事項が不備又は判読できないもの
 - キ 明らかに連合によると認められるもの
- (5) 新規に取引する場合で、電子メールで受領する場合は、電話・面談等による確認がとれない場合。見積書を郵送で受領する場合には、本人確認情報を入手出来ない場合。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 開札は契約担当者が行います。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とします。
- (3) 最低価格の見積書が2者以上あるときは、直ちに契約事務担当以外の職員がくじ引きにより決定するものとします。
- (4) 見積書提出期限までに見積書の提出がないとき又は契約者となる者がいないときは、不調とします。

9 問い合わせ先

総務省関東総合通信局 総務部財務課資材係
電話 03-6238-1654

仕 様 書

- 1 件名
電波監視用物品(ベクトル信号解析ツールの付属機能オプション)の購入

- 2 購入物品名、数量、規格、性能等

品名	型式	数量	製造者	備考
89600VSA option (Custom OFDM analysis)	89601 BHFC	1	キーサイト・ テクノロジー 株式会社	
Node-locked perpetual license				

- 3 納入期限
令和7年11月28日(金)

- 4 契約担当課及び主管課(搬入場所)

- (1) 契約担当課
関東総合通信局総務部財務課資材係
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎22階
電話 03-6238-1654
- (2) 主管課(搬入場所)
関東総合通信局電波監理部調査課監視設備担当
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階
電話 03-6238-1833

- 5 契約不適合及び保守

- (1) 納入の日から製造者による保証が適用される間、使用者の責に帰することなく、納品物が正常に動作しなくなった場合、納品者は納品物が正常に動作するよう無償で措置(以下「修理等」という。)すること。ただし、使用者による故意の破壊及び不適切な取扱い並びに自然災害、戦争、内乱、騒乱、外国からの武力攻撃等に起因するものを除く。

なお、納入の日から製造者による保証が適用される期間の経過後であっても、納品物に納品当初からの重大な欠陥の存在が判明した場合には納品者は無償で修理等の措置をすること。

- (2) その他不具合が生じた場合は、アフターサービスによる点検・保守を行うこと。

- 6 その他

- (1) 本仕様書の内容及び解釈について疑義を生じた場合は、あらかじめ主管課と協議すること。
- (2) その他、仕様の詳細については、主管課の指示によること。
- (3) 契約手続きに係る疑義については、契約担当課へ照会すること。
- (4) 納品者は、納品に先立って納品物の正常動作を確認すること。
- (5) 納品に当たっては、あらかじめ主管課と日程調整を行い、その指示に従い納入すること。